

令和 8 年度京丹後市要保護児童対策地域協議会代表者会議 会議録

1 開催日時

令 8 年 7 月 1 7 日（金）午後 1 時 0 0 分～ 3 時 2 8 分

2 開催場所

京丹後市峰山庁舎 2 号館 2 2 1 会議室

3 出席者氏名

（1）委員

蒲田 有希子会長（京丹後市こども部長）

野村 亜紀子副会長（京丹後市こども部子育て支援課長）

松本 英男委員代理（京都府丹後保健所福祉課長）

市田 奈津子委員（京都府福知山児童相談所長）

高宮 知範委員（京都地方法務局京丹後支局長）

大杉 真義委員代理（京都府京丹後警察署生活安全課長）

藤原 大輔委員代理（北丹医師会理事）

松村 宏之委員代理（京丹後市民生児童委員協議会主任児童委員代表）

瀬戸 千賀子委員（京丹後人権擁護委員協議会副会長）

櫛田 啓委員（みねやま福祉会理事長）

山添 勝弘委員（京丹後市消防本部消防長）

川村 義輝委員（京丹後市教育委員会教育次長）

中西 陽一委員（京丹後市福祉事務所長）

\*欠席 1 人 安保 千秋委員（京都弁護士会代表）

(2) 協議会事務局

片柳 弘司（学校教育課主幹）

高橋 典子（子育て支援課課長補佐）

大澤 和子（子育て支援課課長補佐）

吉川 満典（子育て支援課主任臨床心理士）

花満 真由希（子育て支援課主事）

池部 えり子（子育て支援課子ども家庭支援員）

4 内容

会議次第（別紙）のとおり

5 公開または非公開の別

公開

6 傍聴人の人数

3人

7 会議録

開会

<事務局>

皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから令和8年度京丹後市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催いたします。

本日司会をさせていただきます本協議会副会長、こども部子育て支援課長の野村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、京丹後市長中山泰よりご挨拶申し上げます。

## 市長挨拶

### <市長>

本日はお忙しい中、本市の要保護児童対策地域協議会代表者会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃から児童虐待防止をはじめ、児童福祉などの各分野において、本市の子どもたちのためにご尽力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

我が国においては、児童虐待の相談対応が依然として全国的な社会課題となっておりま  
す。本市におきましても、年間 400 件を超えるような相談の事案が生じており、深刻に受  
けとめております。

そのような中で、本市も子どもを真ん中に置いたまちづくりを推進するため、こども部  
を創設いたしました。これまで複数の部局にまたがっていた子どもに関する施策や相談支  
援を一体的に推進し、生まれてからあるいはお腹にいるときから生涯を通じて様々な角度  
から支援できるよう、子どもを中心に据えたまちづくりを進める体制を整えてきていると  
ころでございます。

子どもに関する施策は、本市政における最重要課題の一つであります。この課題を受け  
とめながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。関係機関の皆様には引き  
続きご尽力賜りますようお願い申し上げます。

本日は、この分野で貴重な活動をされている自立援助ホーム Milestone の安先生をお招  
きしております。ご講演いただきますことに、心から感謝申し上げます。

実りある機会になりますように祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### <事務局>

市長におかれましては、公務の都合のためここで退席させていただきます。

## 委員自己紹介

### <事務局>

この会議につきましては、京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例の規定に基づき、公開対象となっています。会議録を作成し、市のホームページに掲載しますのでご了承ください。

それでは、ご出席いただいております、委員の皆様に自己紹介と各機関から子どもに関する取り組み等につきまして、ご報告をお願いします。お手元に委員名簿をつけていますのでご覧ください。京都府丹後保健所長様より名簿の順にお願いします。

⇒別紙「京丹後市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員名簿」参照

## 議題

### <事務局>

- (1) 京丹後市要保護児童対策地域協議会の構成について（資料1）
- (2) 令和7年度要保護児童対策地域協議会の運営状況について（資料2）
- (3) 令和7年度家庭児童相談実績等報告並びにケース会議の実施状況について（資料3）
- (4) 令和8年度要保護児童対策地域協議会の活動計画について（資料4）
- (5) 令和7年度ヤングケアラーに関する活動実施報告について（資料5）
- (6) 令和8年度ヤングケアラーに関する活動計画について（資料6）

⇒資料をもとに協議会事務局より説明

### <事務局>

報告の内容につきまして、ご質問やご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

<委員>

いつも思っていることなのですが、環境がどうであれ、虐待しているのは親や親戚等関係している大人ということになります。子どもたちを中心という言葉をよく聞きますが、原因を作っているのは親なのに、親の指導、親の状況が資料としてないのはなぜでしょうか。前年比 77%だとするならば、どこが問題だったということの提示がこの資料にはどこにも書かれていません。

<事務局>

親への具体的な支援がどのように行われているか、親へのフォロー、介入がどのようになっているのかというところでよろしかったでしょうか。

<委員>

医学はどんどんアップデートされており、ASD や ADHD は遺伝性であることがほぼ決まっており、虐待の原因が親の ADHD であったらそこは医療的な関与をしないとイケないという話になります。件数が慢性的に変わっていないということであるならば、何か原因があるのではないかと疑うのが当然です。それに合わせて、どこに相談したらよいのかといった窓口がこの資料には提示されていません。どのようになれば児童相談所に相談するのか、これは市で対応するのかなど、仕組み、組織、どこを使えばいいんだということを警察や消防署等の関係機関が一目で見抜けるような資料を作っていただけると大変ありがたいです。その中から、医療と連携した方がよいと思われるケースのピックアップを保健師でやっていただけるともう少しスムーズにいくのではないかと思います。

また、心理的とあるのは何ですか。心理というのが、親の性格によるものか、子どもの性格によるものなのか、経済的なものなのか、そのあたりが分かりません。ヤングケアラーも心理ですし、心理的原因というのを分けて作ってもらいたいと思います。

医療でもそうですが、急性疾患というのはある程度アタックはできるのですが、慢性疾患になってしまうともうどうしようもできません。糖尿とか高血圧とか、本人がやる気に

ならないと治らないというものと同じで、この継続ケースにつきましても減らす努力をしないと変わらないと思います。その辺の考え方を教えていただきたいです。

#### <事務局>

ありがとうございました。

継続ケースが70%を超えているという状況ですが、市の方では、搭載をしているケースについて軽度のケースが大半を占めております。養育面等で課題がある世帯については、問題がすぐに解決しないことが多く、虐待が起こらないように予防的に訪問や面談を継続しています。また保護者と関係づくりをしながら継続して支援をしています。従って、市が対応している軽度のケースについては、継続して支援をしているケースが多くなっている現状があると思っております。

心理的虐待ですが、ここには、親から暴言を受けている子どもの件数を挙げたり、夫婦げんか、配偶者間のDVが子どもの面前で行われているというような事案について挙げております。最近は本当に心理的虐待が増えており、夫婦間でのけんか、DVを子どもが目にしているという割合が増えていると実感しています。

#### <委員>

軽度なのに慢性的はおかしいですね。軽度で継続支援であれば、それは中等度になります。児童相談所に相談すべきではないですか。軽度だからずっと同じところで担当していると解決しません。軽度で継続支援して解決しないのであれば、次のステップに行くのは当たり前の話だと思いますが、軽度という認識を誰が行い、なぜ軽度をずっと同じ人間が対応しているのか、そこのご回答はいかがでしょうか。

#### <事務局>

継続して支援を行っているケースですが、要対協の事務局内で受理会議を行い、会議の中でケースの状況を報告しています。安定しているケースについては終了または計画の見

直しを行っていますが、慢性的になっているといえそうなかもしれません。ケースについては、保護者と関係作りをしながら対応していく必要があり、すぐに問題が解決しないケースが多く、継続して支援が必要な状況になっております。

#### <委員>

関係機関の方々がいらっしゃるので、連携を取りまとめたらし少しは減るのではないのでしょうか。京丹後市は、みねやま福祉会が非常に積極的に取り組んでいただいています。さつき園であるとか、そういったものをどんどん使っていったらどうかと我々は考えております。そのときにピックアップをしないといけません。ピックアップを保健師がやるのか、医療がやるのか、臨床心理士がやるのか。問題解決は結果的には専門職に振らなくてはなりません。それをどのようにしていくのか、いじめ問題などたくさん出ています。虐待されている子は、いじめをされていたり、コミュニケーション障害があるような傾向があります。たった1人の子どもに起こっていることがすべてなのに、なぜケースを分けていけないといけないのかというのが、「子ども中心」という言葉に違和感を持っている我々医師会の考え方です。起こっていることはその1人の子どもに対して起こっていることなので、その1人の子どもを真ん中に据えてあげて、我々が連携しなければならない。だから逆に慢性的に経過してしまっているのではないですか。

できれば、今答えるのではなくて、皆さんで相談して、みねやま福祉会さんとも相談して、せっかくいい施設があるのですからそれを使ってどのように解決していくのかということをお客様に共有できたらさらにいいことになるのではないかという提案です。

#### <事務局>

大変貴重なご意見ありがとうございました。医療につなげていかないといけない親御さんだったり、成育歴から配慮しないといけない親御さんだったり、いろいろなことが関わる中でわかっていきますので、その時々に必要な関係機関と連携をしたり必要なところと繋いだりというような調整を要保護児童対策地域協議会の事務局が担っているとは思っ

ております。おっしゃるように、様々な機関がこのように集まっておりますので、関係機関との連携をしっかりと行い、少しでもいい方向に向かうように努めていきたいと思っております。

他にご意見やご質問はございませんでしょうか。

#### <委員>

虐待に関して、ツリーなどで宣伝するのはとってもよいことだと思います。ですが、子どもたちがチラシ等をもってどこに相談すればいいのか、虐待されている子がチラシを家に持って帰ってしまったら、何をもらってきているのだという話になるわけです。そこまで考えて宣伝した方がよいのではないかと思います。デジタルサイエンスもありますが、何のためにやっているのかを考えて取り組まないとプロモーションも単なる無駄遣いになってしまいます。「今はこの期間だからツリーを何色にしています」というプロモーションをしっかりとされた方が効果としてもよろしいのではないかと思います。

#### <事務局>

ありがとうございました。他にご意見やご質問はございませんでしょうか。

#### <委員>

毎回のように言わせてもらっていますが、国の補助事業である要支援児童等対応推進事業というのがあります。保育園に地域連携推進員を配置してソーシャルワークができるものです。そのような人を配置しておくことで、現場からの連携がやりやすくなるのではないのかと思っています。ここが不安ですということを伝えるソーシャルワーカーが保育現場にいれば、幼いうちにそうしことをしっかりキャッチして、しかるべき支援機関につないでいくことができます。保育士はソーシャルワーク的なことを学んできていません。子どもとの関わりを学んでくるので、そのようなソーシャルワークを学んだ人が配置できるこの補助事業があるのでしっかり使い人員配置をして、虐待を未然に防ぎ、問題を早期に

キャッチして支援につなげていくことができるといいのではないのでしょうか。保育園や小学校など、先生たちにお任せでは大変なので、知識を持っている人をその場に配置できるこういった補助事業があるのでぜひ活用していただきたいと思います。

<事務局>

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

それでは以上をもちまして、京丹後市要保護児童対策地域協議会の運営に係る協議を終了させていただきます。

次に研修に移りたいと思いますが、準備をいたしますのでしばらくお待ちください。

## 研修

<事務局>

それでは準備が整いましたので、研修に移らせていただきます。

本日は「自立援助ホームにおける要保護児童の支援の現状と課題」と題しまして、自立援助ホーム Milestone ホーム長、安 道幹先生よりご講演をいただきます。

安先生におかれましては大変お忙しい中、快く研修お引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは安先生、よろしくお願いいたします。

⇒研修

<事務局>

安先生、お話いただきありがとうございました。

## 閉会

### <事務局>

以上をもちまして研修の方は終了させていただきたいと思います。先生、改めまして、ありがとうございました。

閉会にあたりまして、本協議会会長であるこども部蒲田部長よりご挨拶を申し上げます。

## 会長挨拶

### <会長>

皆様、本日は、長時間にわたり本協議会代表者会議にご出席いただき、誠にありがとうございました。

また、自立支援ホーム Milestone の安先生におかれましては、貴重なご講演を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回この講演会を開催いたしましたのは、本市においても自立援助ホームを利用する子どもが少なくない中、途中退所となり、その後の居場所を失って本市に戻り、本協議会の対象となる子どもや家庭が少なくない現状を踏まえ、安先生のお話を皆様と共有したいと考えたためでございます。

本日のご講演を拝聴し、私自身、かつて支援に携わった経験もあることから、共感する点が多くございました。ご出席の皆様におかれましても、その想いを共有していただけたのではないかと感じております。

特に印象に残りましたのは「何をするかと同じぐらい、どのような姿勢でその人のそばにいるのか」という視点でございます。

問題点ばかりに目を向けるのではなく、本人が本当に大切にしているものや本人も気づいていない部分を見ていくこと、そのような関わりを積み重ねることによって、子どもたちが自らの主体性を取り戻していく事例についても、貴重なお話を伺うことができました。

支援者である私たちは、早急に答えを導きだそうとしたり、これまでの事例や経験に基づき、「きっとこのようになるだろう」といった思い込みや先入観を持って子どもや家庭の

状況をとらえたりすることがあります。

しかしながら、本協議会は、ケース会議や情報共有を通じて、子どもたちの現在の安全を確保するとともに、その自立と将来を見据えた支援に取り組むための重要な場でございます。

それぞれの関係機関の皆様の立場や関わる家庭の状況は様々かと思いますが、今回の講演を皆様の心に刻んでいただき、子どもたちの未来のために、引き続きこの協議会にお力添えをいただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

長時間にわたりご出席いただき、誠にありがとうございました。

#### <事務局>

以上をもちまして令和8年度要保護児童対策地域協議会代表者会議を閉会します。お忙しい中ありがとうございました。